

『名古屋高速乗り放題パス』利用規約

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 中日本」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用の付加サービスとして、名古屋高速道路公社（以下「当公社」といいます。）が実施する定額料金による名古屋高速道路の利用プラン「名古屋高速乗り放題パス」（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

2 NEXCO 中日本が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用の申込みを行う場合に限り、本プランの申込みができます。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当公社及び NEXCO 中日本が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード クレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに NEXCO 中日本、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当公社が公告する料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2025年9月24日（水）から2025年12月25日（木）までの期間とします。この期間のうち申し込み時に登録を行う利用開始日から別表1に定める高速定額利用期間（利用開始日の0時から最終日の23時59分まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から最終日の23時59分まで。以下同じ。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。ただし、次の各号の一に該当するときは、本プランの申し込みはできません。

- 一 利用可能期間にゴールデンウィーク、お盆、年末年始などの交通混雑期を含むとき（具体の期間は、決定次第、NEXCO 中日本公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 二 利用可能期間に NEXCO 中日本が別途指定する日を含むとき（具体の日程は、決定次第、NEXCO 中日本公式WEBサイトにてお知らせします。）

- 2 利用可能期間の周遊通行（第8条に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、名古屋高速道路の入口の通行日時をもって行います。

（申込方法等）

- 第6条 本プランへの申し込みは、本規約に定める事項に承諾のうえ、NEXCO 中日本公式WEBサイトからNEXCO 中日本が定める申込期限までに行ってください。なお、申し込み時にNEXCO 中日本の「速旅」へのWEB会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。
- 2 高速定額利用の料金はETCカードによる決済となります。
- 3 本プランの申し込みが完了したとき、NEXCO 中日本は、申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用可能期間等を記載した申込確認書をメールで通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。
- 4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」（以下「会員マイページ」といいます。）から申込確認書をご確認ください。
- 5 当会社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。
- 6 第14条第1項、同第2項第一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。
- 7 NEXCO 中日本が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一の申し込みはできません。同一日の申し込みを行った場合は、第14条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しないドライブプランが適用される場合や、全く適用されない場合があります。その場合、当会社における料金修正等は、一切行いません。
- 8 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。
- 9 NEXCO 中日本、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

- 第7条 申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、お申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第14条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づきお申し込みを行ってください。
- 2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで会員マイページから変更することが可能です。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。
- 3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

（高速定額利用の利用可能な区間）

- 第8条 本プランの対象となる通行は、利用可能期間において、周遊エリア（別表2に定める区間内に存する入口又は出口等を含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかの入口で流入し、いずれかの出口で流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。なお、NEXCO 中日本が実施する定額料金による高速道路指定区間（以下「NEXCO 周遊エリア」といいます。）については別にNEXCO 中日本が定める利用規約によるものとします。
- 2 周遊エリア内のいずれかの入口から流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジ（出口）で流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジ（入口）から流入し、周遊エリア内のいずれかの出口で流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内の入口又は出口と当該通行

における周遊エリア内の端末出口又は入口との間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末出口と流出又は端末入口と流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、流出又は端末入口と流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジがNEXCO 周遊エリア内の場合は、別に NEXCO 中日本が定める利用規約によるものとします。

周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジが NEXCO 周遊エリア内の場合は、別に NEXCO 中日本が定める利用規約によるものとします。

（高速定額利用の開始及び終了）

第 9 条 本プランは、前条に規定する周遊通行の最初の入口で流入したことをもって利用を開始したものとし、第 5 条第 1 項に規定する利用可能期間が満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第 10 条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、申し込み時に登録した ETC カードを ETC 車載器に挿入し、ETC ゲートを ETC 無線通信により通行してください。登録した ETC カード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所の ETC レーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で料金所係員に申し込み時に登録した ETC カードをお渡してください。

（料金及び請求）

第 11 条 本プランの料金は、別表 1 に定めるとおりです。

2 当社は、本プランの対象となる通行全体に対して料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC 車載器、「ETC 利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

3 本プランの請求において、クレジットカード会社又は ETC カード事務局（ETC パーソナルカードの管理運営を行うため 6 会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。ETC マイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に本プランの料金の明細が表示されます。

4 ETC パーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、「ETC パーソナルカード 利用規約」に定めるカードの利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。

5 本プランの対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第 12 条 高速定額利用に、ETC 割引（ETC 時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 申し込み時に登録したＥＴＣカードに、ＥＴＣマイレージサービスの還元額がある場合は、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第１３条 各通行が次の各号の一に該当するときは、本プランの適用対象外とし、その通行は通常料金を請求します。

- 一 申し込み時に登録したＥＴＣカードを用いずに通行したとき
- 二 申し込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
- 三 利用可能期間以外の日に入から流入したとき

2 各通行が次の各号の一に該当するときは、本プランのお申し込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金を請求します。

- 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされていないＥＴＣ車載器が取り付けられた車両で通行したとき
- 二 利用可能期間に、お申し込み時に登録したＥＴＣカードを２台以上の車両で使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）
- 三 前二号に掲げるもののほか、本プランを利用して、不正な通行を行ったとき

3 本プランの申し込みが次の各号のいずれかを満たさない場合は、本プランの申し込みを無効とし、利用可能期間における全ての通行について通常料金を請求します。

- 一 本プランの利用時に有効なＥＴＣカードを登録していること
- 二 申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
- 三 申し込み時に登録したＥＴＣカードの名義が本プランの申込者と同一であること

（解約等）

第１４条 本プランの申込者は、利用開始日の名古屋高速道路の最初の入口から流入する前まで（ただし、利用開始日の２３時５９分までに限ります。）に、会員マイページにおいて本プランを解約することができます。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

- 一 周遊通行を行わなかった場合（第１３条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）は、本プランの申し込みのみ遡って解約がされたものとします。

3 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はありません。通行した区間の通行料金が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

（個人情報の保護及び提供）

第１５条 本プランの申込者の個人情報は、NEXCO 中日本及び当公社がそれぞれ別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

（免責事項）

第１６条 当公社は、次の各号に掲げるときには、申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当公社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当公社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、申込者の個人情報漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当公社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

（規約の変更）

- 第 17 条 当公社は、本規約を変更することがあります。
- 2 当公社は、前項の変更を行った場合は、NEXCO 中日本公式WEBサイトへの掲示等により、その内容を周知します。
 - 3 当公社は、第 1 項の変更によって、申込者が被った損害については一切責任を負いません。

別表 1：料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

高速定額利用期間	料金 （普通車）	料金 （軽自動車等）
お客さまが指定する利用開始日から連続する最大 2 日間	1,000 円	900 円
お客さまが指定する利用開始日から連続する最大 3 日間	1,000 円	900 円

別表 2：高速定額利用（周遊エリア）

対象区間
名古屋高速道路 全区間（高速都心環状線・高速 1 号楠線・高速 2 号東山線・高速 3 号大高線・ 高速 4 号東海線・高速 5 号万場線・高速 6 号清須線・高速 11 号小牧線・ 高速 16 号一宮線）